

告 示

埼玉県告示第三百九十三号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和元年八月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 知事指定薬物

- イ N―フェニル―N―「二―（二―フェニルエチル）ピペリジン―四―イル」シクロペンタンカルボキサミド（通称名Cyclopentylfentanyl）及びその塩類
- ロ 五―ペンチル―二―（二―フェニルプロパン―二―イル）―H―ピリド「四・三―b」インドール―一―オン（通称名CUMYL―PEGACLONE）及びその塩類
- ハ 五―（五―フルオロペンチル）―二―（二―フェニルプロパン―二―イル）―一―H―ピリド「四・三―b」インドール―一―オン（通称名5F―CUMYL―PEGACLONE）及びその塩類

二 効力発生の日

令和元年八月三十日